

番号	4 (1)
項目	夏期一時金を2018年度の大阪市人事委員会勧告よりも引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (2)
項目	支給日を6月14日(金)とすること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました支給日を6月14日とすることにつきましては、本市の「一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」に基づき、今年度につきましては6月28日(金)に支給させていただきたいと考えております。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (3)
項目	一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第24条第1項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであり、同2項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりますことから、廃止は困難であると考えております。</p> <p>給与負担等の権限移譲に伴う交渉におきまして、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算について、大阪市と同様の取扱いで運用させていただくと提案させていただいたとおりでございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (4)
項目	<p>勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有しますことから、成績率の適用をやめることにつきましては、困難でございます。</p> <p>評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確な反映のために、平成19年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。</p> <p>今年度からは、平成30年度より実施している人事評価結果を勤勉手当へ反映させることとし、この点につきましては、給与負担等の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (5)
項目	常勤講師の夏期一時金は、基準日の翌日から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給すること。とりわけ、一時金における3月31日問題(1日空白)の早期解決をはかること。また、支給割合を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、給与負担等の権限移譲に伴う交渉において、常勤講師の期末・勤勉手当における1日空け発令の在職期間の扱いなどにつきましては、本市の取扱いで運用させていただくと提案させていただいております。</p> <p>具体的に期末手当につきましては、実勤務日数に応じた支給割合となることから、調査期間中89日以上の実勤務日数で100%支給、勤勉手当につきましては、欠勤等日数に応じた支給割合となることから、1日の欠勤等で98%の支給割合となります。</p> <p>常勤講師の1日空け発令につきましては、現在、解消に向けて検討しているところでございます。方向性が固まり次第、別途協議させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、支給割合を引き上げることにつきましては、引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (6)
項目	臨時主事の一時金制度を復活させること。
	(回答) ご要求の件につきましては、今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (7)
項目	会計年度任用職員の職種を明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）の職種に関しましては、昨年度にご提案させていただきましたとおり、現行の「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」の別表に記載されている職員で、一部の職員（専門的な知識経験等に基づき、助言を行う顧問、参与や診断を行う産業医等）を除き、移行する予定でございます。</p> <p>なお、学校園に勤務する特別支援教育サポーターなどの職種も移行を予定しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 指導部 教育活動支援担当

番号	4 (8)
項目	非常勤講師・非常勤特別嘱託員・非常勤職員等に一時金制度を導入すること。当面、夏期一時金として、賃金月額×本採用者の支給月数を支給すること。
	<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、会計年度任用職員へ移行した場合、一定の条件を満たすときには一時金の支給対象となります。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (9)
項目	同一労働・同一賃金の考えのもと再任用職員の支給割合を引き上げること。また、将来的には再任用制度を廃止し、定年年齢を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました再任用職員の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>また、定年の引上げ等につきましては、引き続き、国や他都市の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10)
項目	時間外勤務における上限規制を給特法上の超勤4項目に限定しないこと。
<p>(回答)</p> <p>本年4月1日から本市で導入されました、時間外勤務時間の上限規制につきましては、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うものに関するものであり、法律上、学校現場において教育職員が超過勤務命令に基づいて業務を行えるのは「超勤4項目」に関する業務の場合のみに限られたものとなっております。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当